

審　查　基　準

令和 6 年 8 月 1 日作成

法　　令　　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第 33 条の 5 の 3 第 1 項第 1 号ハ
処　分　の　概　要： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）
原　権　者（委任先）：奈良県公安委員会
法　令　の　定　め： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項（指定の基準等）
審　查　基　準： 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標　準　処　理　期　間：14 日
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問　い　合　わ　せ　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備　　考：

審　查　基　準

令和 6 年 8 月 1 日作成

法　　令　　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第 33 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号ハ
処　分　の　概　要： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）
原　権　者（委任先）：奈良県公安委員会
法　令　の　定　め： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 6 項、第 7 項（指定の基準等）
審　查　基　準： 大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標　準　処　理　期　間：14 日
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問　い　合　わ　せ　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備　　考：

審　查　基　準

令和6年8月1日作成

法　　令　　名：道路交通法施行令
根　拠　条　項：第33条の5の3第4項第1号ハ
処　分　の　概　要： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法　令　の　定　め： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第8項、第9項、第10項（指定の基準等）
審　查　基　準： 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標　準　処　理　期　間：14日
申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問　い　合　わ　せ　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備　　考：